

議案の概要と審議結果（賛成…○、反対…×）

○平成26年第2回定例会（6月11日～6月20日）

会派略称
 自 民＝自由民主党新宿区議会議員団
 共 産＝日本共産党新宿区議会議員団
 主 権＝区民主権の会
 花マル＝新宿区議会花マルクラブ

公 明＝新宿区議会公明党
 民無ク＝民主・無所属クラブ
 社 会＝社会新宿区議会議員団

議案名		概要	自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果
予算 (2件)	平成26年度新宿区一般会計補正予算(第2号)	補正予算額：3,987万5千円、補正後予算額：1,415億6,830万9千円 補正の理由：本庁舎免震改修工事等の労務単価等の見直しに伴う工事費を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
	平成26年度新宿区一般会計補正予算(第3号)	補正予算額：6億2,329万4千円、補正後予算額：1,421億9,160万3千円 待機児童解消対策として認可保育所整備事業者への助成に要する経費、国・都制度を活用した民間保育従事職員の処遇改善への支援に要する経費、私立幼稚園・私立認定こども園を利用する多子世帯保護者の負担軽減拡充に要する経費、落合第四小学校内学童クラブ室整備に要する経費、落合第四小学校内部改修に要する経費、生活困窮者自立促進支援制度モデル事業の実施に要する経費、就労自立給付金支給等に要する経費、次世代育成支援計画策定に要する経費、障害者生活支援センター指定管理者選定に要する経費、法改正に伴う中国残留邦人等の配偶者に対する支援金の支給に要する経費、寄附金の積立等を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
条例の 制定・ 改正 (13件)	公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	職員の派遣先団体に「一般社団法人新宿観光振興協会」を追加する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例	「地方公務員法」の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区特別区税条例の一部を改正する条例	「地方税法」の改正等に伴い、軽自動車税の税率の引上げ、軽自動車税の税率の特例の創設等所要の改正を行う。	○	○	×	○	○	○	○	可決
	新宿区立障害者生活支援センター条例	精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行いその福祉の増進を図るため、「障害者生活支援センター」を設置し、その管理を指定管理者に行わせる。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例	「新宿区立ことぶき館条例」の改正により「高田馬場第二ことぶき館」を廃止し、新たに「高田馬場地域交流館」（高田馬場1-4-17）を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせる。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び新宿区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けた場合における損害賠償の請求権の譲渡等についてその手続きの明確化を図るため所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正に伴い同法を引用している条例の規定を整備する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	「中井児童館」の管理を指定管理者に行わせる。	○	○	×	○	○	○	○	可決
	新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例	落合第四小学校内学童クラブを新たに設置し、戸塚第二小学校内で実施している高田馬場第二学童クラブを戸塚第二小学校内学童クラブとして位置付けるとともに、延長利用をすることができる学童クラブを拡充する。	○	○	○	○	○	○	×	可決
	新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	「薬事法」の改正に伴い、引用条項を改める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例	中井駅自転車等駐輪場（上落合二丁目20番先）を設置するとともに新宿駅西口自転車等駐輪場を廃止するほか、時間利用において新たな装置を導入することに伴い所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例	愛日小学校の移転に伴い、その位置を変更する。 北町26番地⇒ 矢来町6番地（仮移転先）	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	補償基礎額を改定する。	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案名		概要	自民	公明	共産	民進	主権	社会	花マル	議決結果
その他 (8件)	新宿区災害情報システム第二次整備工事請負契約	新宿区災害情報システム第二次整備工事施行のための請負契約を締結する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	中央線四ツ谷・信濃町間を交差する朝日橋補修・補強工事委託契約	中央線四ツ谷・信濃町間を交差する朝日橋補修・補強工事委託契約を締結する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区内藤町自転車保管場所改修工事請負契約	新宿区内藤町自転車保管場所改修工事を施行するため請負契約を締結する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	調定の申立てについて	地域センター・多目的ホール内で発生した負傷事故に関し、相手方に支払うべき相当な損害賠償額を確定する必要があるため、調定の申立てを行う。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	特別区道の路線の廃止及び認定について	1 廃止する路線 起点：上落合二丁目670番6地先 終点：上落合二丁目720番20地先 起点：上落合三丁目738番22地先 終点：上落合三丁目720番3地先 2 認定する路線 起点：上落合二丁目670番6地先 終点：上落合三丁目720番3地先	○	○	○	○	○	○	○	可決
	特別区道の路線の廃止及び認定について	1 廃止する路線 起点：中井二丁目1984番21地先 終点：中井二丁目1994番24地先 2 認定する路線 起点：中井二丁目1984番22地先 終点：中井二丁目1994番24地先	○	○	○	○	○	○	○	可決
	特別区道の路線の廃止について	起点：中落合一丁目1736番15地先 終点：中落合一丁目1736番84地先	○	○	○	○	○	○	○	可決
	新宿区役所本庁舎免震改修その他工事請負契約の変更について	新宿区役所本庁舎免震改修その他工事請負契約の金額を変更する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
諮問(3件)	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について	中村廣子氏、甲野恵美氏、加藤茂行氏	○	○	○	○	○	○	○	決定
議員提出 意見	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書	<p>若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・過酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人と言われるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いている。</p> <p>若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯止めをかけるためにも極めて重要であり、政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組まれているところであるが、それぞれの事業の取り組みが異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではない。</p> <p>新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出てきている今、改めて、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するため、政府において下記の対策を講じるよう要望しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の役割を明確にし、緊密に連携して支援を行える仕組みを整備すること。 2. 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。 3. 新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。 4. 若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。 5. ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。 	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案名		概要	自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果
議案 (2件)	意見書 ダンス規制(風営法)の見直しを求める意見書	<p>ダンスは人の表現行為であり、文化の一翼を担う存在であると同時に、多くの国民の愛好する趣味としても重要な地位を占めている。平成24年度からは中学校の教育現場にダンスが取り入れられ、今後、我が国におけるダンス文化はますます発展し、さらに多くの国民がダンスに親しみ、ダンスを愛好することが期待されている。</p> <p>しかるに、終戦直後の昭和23年に制定された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(「風営法」)は、ダンスを「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を「風俗営業」として規制してきた。</p> <p>しかしながら、時代の流れとともに、ダンスをめぐる状況はさらに大きく変化し、社交ダンス以外にも多種多様なダンスが愛好されるようになり、ダンスを楽しむ場としても、ダンス教室だけではなく、ダンスサークルのような新たなダンスを楽しむ場が数多く誕生した。地域とのトラブルなどもなく、良好な関係の中で行われている状況があるにもかかわらず、こうした新しいダンスやダンスサークルは、引き続き風営法の規制下にあり、地方自治体によっては、公共施設でのダンス教室が禁じられるなど、様々なひずみが生じている。</p> <p>ダンスは、音楽を聴けば身体が動くという人間の極めて本質的かつ自然な自己表現であり、各国の民族舞踊から発展し、各々の国が大切にしている文化でもある。日本でも、大使館の後援による晩餐舞踏会から、音楽を聴いて身体を揺らす単純なダンスまで、多くの区民が日常的に楽しむものになっている。また、政府において、観光立国を目指し、海外からの観光客誘致の拡大を実現しようとする中で、国際都市新宿においてもダンスを楽しむ場が発達している事は、文化交流、経済効果としても重要である。</p> <p>風営法の制定から既に70年近くを経て、時代も大きく変わった今日、ダンスを切り口とする規制は現状に合わず、矛盾や弊害が多岐であることから、風営法のダンス規制の見直しを求める機運が高まりつつある。よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、青少年の健全育成に充分配慮しつつ、時代に則した風営法の「ダンス規制」の見直しを強く求めました。</p>	○	○	○	○	○	○	○	可決